

所管事項調査 ②

目次	ページ
1 宿泊税導入に向けた取組の進捗状況について	
(1) 宿泊事業者に対する説明会の開催	
ア 概要	1
イ 実施内容	1
ウ 宿泊事業者からの主な意見	1～2
(2) パブリック・コメントの実施	2
【参考】令和3年9月議会 所管事項調査資料（一部抜粋）	3～4

理 財 部

令和3年11月



1 宿泊税導入に向けた取組の進捗状況について

(1) 宿泊事業者に対する説明会の開催

ア 概要

宿泊税の導入に向けて、特別徴収義務者となる予定の市内宿泊事業者に対し、市長から長崎市の観光ビジョンや使途の考えを伝え、宿泊税の必要性を訴えるとともに、前回の意見交換会（令和2年11月実施）から再検討した案について、説明を行った。

イ 実施内容

(ア) 日時 令和3年11月22日（月）14時00分～15時30分

(イ) 場所 出島メッセ長崎 会議室103

(ウ) 出席者 市内宿泊事業者 43人(39施設) ※開催案内は市内全事業者に送付。
市長、理財部及び文化観光部職員

(エ) 説明内容

- a 宿泊税の導入について（市長説明）
- b 宿泊税制度（案）について（理財部説明）

ウ 宿泊事業者からの主な意見

(ア) 使途について

- ・「心呼吸の旅」のような宿泊キャンペーンは非常に助かっている。設備に対する補助金なども活用している。そういったことにこの財源を使ってもらえれば良いと思う。
- ・税をとることが前提で、使途がわかりにくい。

(イ) 税率（税額）について

- ・一律200円の案から今回の案に変更されたことで、長期滞在者が多い自施設でも、100円であればなんとか宿泊客にお願いできる範囲ではないかと考えている。
- ・公平にするなら100円の部分の税率をもっと下げる必要があると思う。
- ・5千円以下の場合、負担率は公平ではない。その場合、定額か定率かを選ぶ制度にできないのか。
- ・自施設は1室2名が基本だが、その場合、1名分の課税とすることを再度検討してほしい。

(ウ) 効果の検証について

- ・ 宿泊税を導入した結果、宿泊客数については、せめて先行都市と同じくらいは長崎市も伸びてほしい。宿泊税の効果についての比較検証を、数値を出して行ってほしい。
- ・ 宿泊税の効果及び基金の用途の検証について、専門家を交えた外部委員会の設置などは検討しているか。

(エ) その他

- ・ 仕事や病院の付き添いなどで宿泊する方から観光を良くするための税を徴収するのは納得がいかない。
- ・ 他都市に比べて観光客が少ない長崎市において、宿泊税の前にできることもあるのではないかと感じている。

(2) パブリック・コメントの実施

条例制定に向けて、広く意見を聞くため、宿泊税の導入及び条例の骨子案についての意見募集を次のとおり行っている。

ア 実施期間 令和3年11月24日から同年12月23日まで（1ヶ月間）

イ 内 容 宿泊税の導入に係る目的、制度内容及び条例骨子案

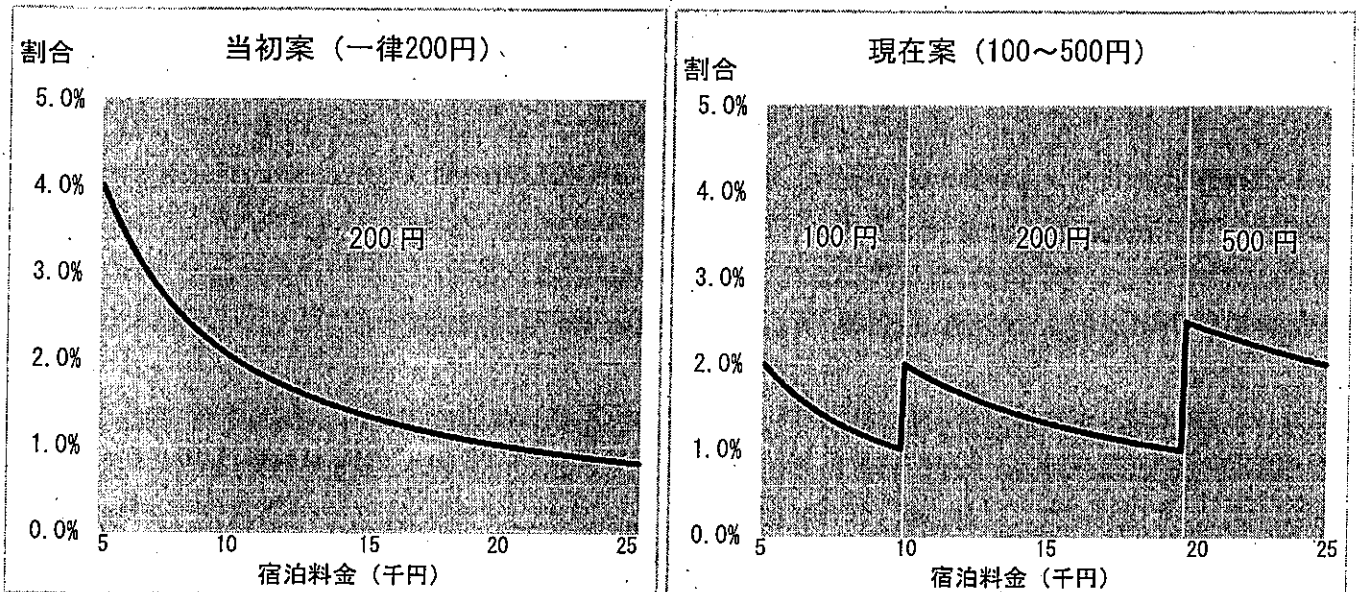
【参考】令和3年9月議会 所管事項調査資料（一部抜粋）

1 課税要件等に係る主な検討内容

内容	検討委員会（案）	宿泊事業者の主な意見 （※）	現在（案）
1 税率(税額) 及び免税点	1人1泊につき 200円（一律） ● <u>税収規模:4.9億円</u>	・高額な施設と低額な施設への宿泊に対し同額の税額が課されることへの不公平感があるため、段階的な税率区分を設けるべき。 ・宿泊料金に対する宿泊者の負担率を考慮すべき。	税率の設定については、目的税として応益課税するとともに、応能課税の考え方も加味し、宿泊料金に応じ、段階的な税率設定とする。 ----- ・1万円未満：100円 ・1万円以上～2万円未満：200円 ・2万円以上：500円 ----- ● <u>税収規模：4.4億円</u> ※宿泊料金に対する税額の割合が概ね1.0～2.5%程度となるよう税率設定を行う。
2 課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生及び引率者については課税免除	概ね賛成	変更なし
3 特別徴収 交付金	事業者の宿泊税導入に伴う事務負担への支援として交付金制度を設ける。 ・当初5年間：納付額の3% ・6年目～：納付額の2.5%	・交付金制度の創設については特段意見なし。 ・導入時の宿泊施設の管理会計システム等の改修負担及び改修期間への懸念の声あり。	先行都市と同様に、納期内納付額に応じた特別徴収交付金の制度を創設する。 ※制度の詳細、システム改修等への負担に対する対応については検討中。
4 基金の 設置	緊急的な事業実施等の財源として、宿泊税の一部を活用した基金を設置	概ね賛成	変更なし ※使途の考え方、毎年度の積立基準、積立目標額、他の観光関連基金とのすみ分け等を整理したうえで設置する。

※「宿泊事業者の主な意見」は、令和2年11月から令和3年8月にかけて、宿泊事業者から出された意見

(参考) 宿泊料金に対する税額の割合のイメージ



2 宿泊税の用途

宿泊税の用途となる観光振興施策については、検討委員会からの提言等も踏まえつつ、「訪問客への還元」という取り組み方針に基づいて、概ね次の5つの分類に沿って取り組むこととする。法定外目的税という性質上、充当にあたっては、当該方針のもと、その効果について市民、納税者となる宿泊者、関係事業者等に対し、明確な説明が可能であり、かつ理解が十分に得られる内容の事業に対して行う。

取り組み方針：「訪問客への還元」

分類	主な取り組み事例
①受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外訪問客のワンストップ案内受入 ・公衆無線 LAN 整備 (Wi-Fi 整備等)、ユニバーサルツーリズム推進 ・宿泊施設等の受入環境水準向上 (多言語化等) のための取り組み支援 など
②情報提供・誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外へのワンストップの観光・MICE に関する情報の提供 ・観光・MICE の誘致、MICE 開催に対する補助 など
③サービス向上・消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイトタイムエコノミーの推進、長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援 ・まち MICE (MICE の開催効果をまち全体に波及させる取組み) の推進 など
④資源磨き	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間景観の整備、歴史的建築物等の整備・改修 (ユニークベニューとして活用等) など
⑤緊急事態対応	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み ・「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み